

平成27年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年4月20日

開会

- 日程第1 平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 継続審議 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 継続審議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 継続審議 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について
- 日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について
- 日程第9 議案第24号 生津小学校トイレ改修工事について
- 日程第10 議案第25号 小学校空調機器整備工事について
- 日程第11 議案第26号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について
- 日程第12 議案第27号 西小学校大規模改修工事について
- 日程第13 議案第28号 穂積中学校技術棟改修工事について
- 日程第14 議案第29号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について
- 日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第16 議案第31号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第17 議案第32号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第20 議案第35号 瑞穂市子ども読書活動推進会議員の委嘱について

- 日程第21 議案第36号 特定教育・保育施設の公表について
- 日程第22 議案第37号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について
- 日程第24 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成27年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第16号

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- (2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市公民館条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

議案第 17 号

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

利用団体の登録要件を緩和するため及び瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市体育施設条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。

(2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

様式第2号中

利用施設名	1	体育館球技場(全面・半面)	10	生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面)
	2	体育館柔道場	11	生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)
	3	体育館剣道場(卓球場)	12	巢南グラウンド
	4	体育館卓球場(個人 台)	13	呂久グラウンド半面
	5	穂積グラウンド半面(北・南)	14	中ふれあい広場グラウンド
	6	穂積第2グラウンド	15	中ふれあい広場テニスコート
	7	糸貫川運動公園	16	西ふれあい広場グラウンド
	8	糸貫川グラウンド全面	17	弓道場(団体・個人)
	9	五六川グラウンド		

利用施設名	1	体育館球技場(全面・半面)	10	生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面)
	2	体育館柔道場	11	生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)
	3	体育館剣道場(卓球場)	12	巢南グラウンド
	4	体育館卓球場(個人 台)	13	中ふれあい広場グラウンド
	5	穂積グラウンド半面(北・南)	14	中ふれあい広場テニスコート
	6	穂積第2グラウンド	15	西ふれあい広場グラウンド
	7	糸貫川運動公園	16	弓道場(団体・個人)
	8	糸貫川グラウンド全面		
	9	五六川グラウンド		

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

登録番号
申請者 団体名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 中ふれあい広場グラウンド 14 中ふれあい広場テニスコート 15 西ふれあい広場グラウンド 16 弓道場(団体・個人)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

登録番号
申請者 団体名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 呂久グラウンド半面 14 中ふれあい広場グラウンド 15 中ふれあい広場テニスコート 16 西ふれあい広場グラウンド 17 弓道場(団体・個人)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

議案第18号

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部改正について、教育委員会の
議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正
を行うもの

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

- （1）構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- （2）市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>3及び4 略</p>

議案第 22 号

ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について

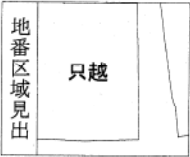
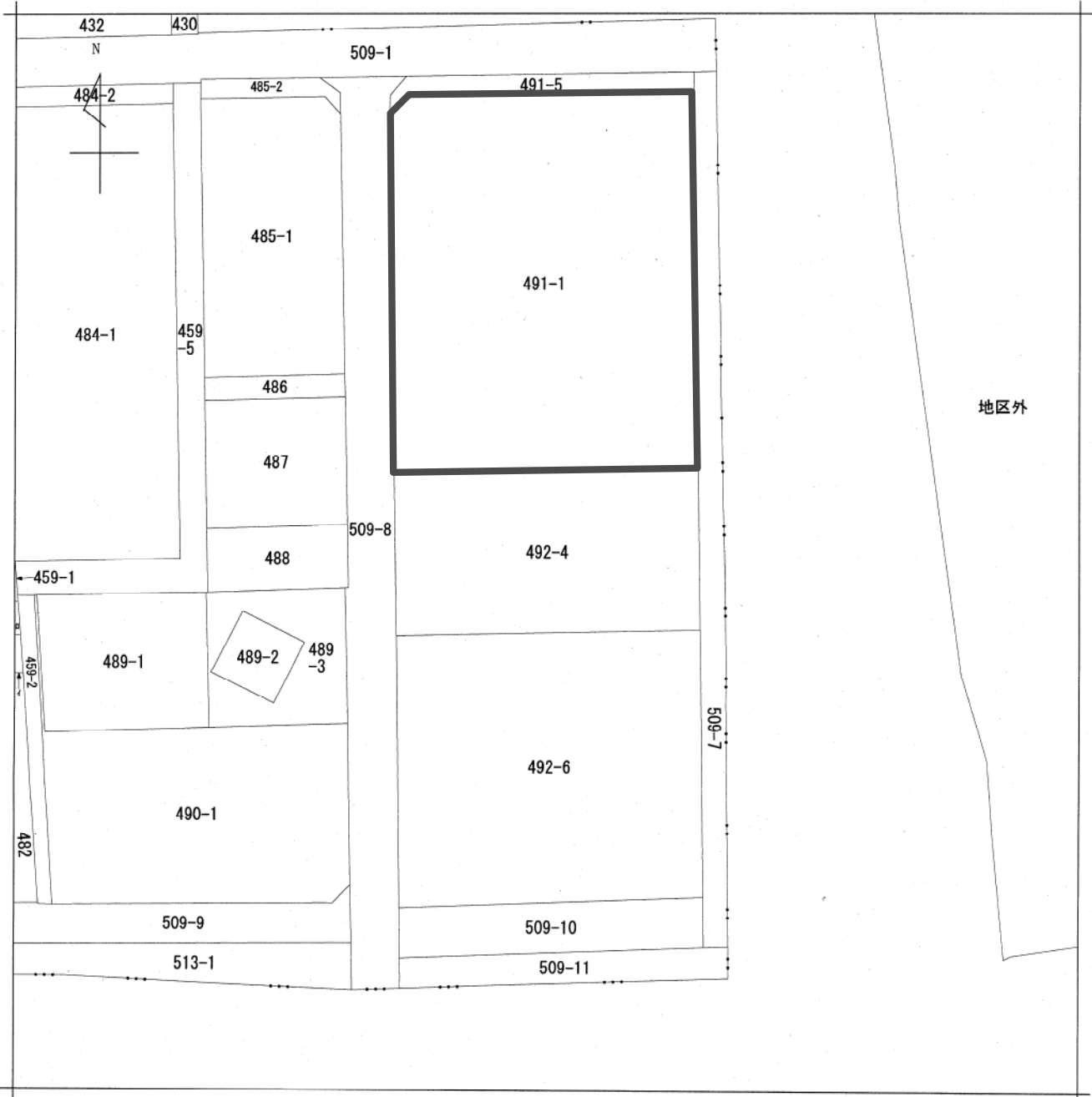
ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 3 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市立ほづみ幼稚園駐車場を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。



請求部分	所在	瑞穂市只越字本郷				地番	492番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図		
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和49年10月22日		補記事項			

議案第23号

本田第2保育所駐車場造成等工事について

本田第2保育所駐車場造成等工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 本田第2保育所駐車場造成等工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 本田第2保育所 瑞穂市只越387番地
- 4 工事概要 L型擁壁 L = 109.7 m 道路側溝 L = 72.3 m
排水側溝 L = 140.0 m フェンス L = 117.5 m
駐車場舗装 A = 897 m²
- 5 予算額 40,761千円

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横山博信

提案理由

園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

議案第24号

生津小学校トイレ改修工事について

生津小学校トイレ改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 生津小学校トイレ改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 生津小学校 瑞穂市馬場上光町2丁目108番地
- 4 工事概要 校舎トイレ 9箇所 大便器洋式化、床を乾式に改修
体育館トイレ 1箇所 大便器洋式化
- 5 予算額 86,539千円

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い、校舎及び体育館便器の改修を実施するもの。

議案第 25 号

小学校空調機器整備工事について

小学校空調機器設備工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 生津小学校空調整備工事
本田小学校空調整備工事
穂積小学校空調整備工事
中小学校空調整備工事
南小学校空調整備工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 生津小学校 瑞穂市馬場上光町 2 丁目 1 0 8 番地
本田小学校 瑞穂市本田 9 3 8 番地
穂積小学校 瑞穂市穂積 4 5 2 番地
中小学校 瑞穂市美江寺 1 7 3 番地
南小学校 瑞穂市古橋 1 6 6 0 番地
- 4 工事概要 空調機器整備工事
生津小学校 総数 4 0 台 新規 2 7 台 更新 1 3 台
本田小学校 総数 3 8 台 新規 3 1 台 更新 7 台
穂積小学校 総数 6 7 台 新規 5 6 台 更新 1 1 台
中小学校 総数 2 7 台 新規 1 9 台 更新 8 台
南小学校 総数 3 6 台 新規 2 8 台 更新 8 台
- 5 予算額 生津小学校 8 2, 8 1 1 千円
本田小学校 7 7, 1 6 0 千円
穂積小学校 1 2 6, 6 4 6 千円
中小学校 5 0, 2 1 0 千円
南小学校 7 9, 4 2 6 千円
計 4 1 6, 2 5 3 千円

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

議案第26号

牛牧小学校増築及び大規模改修工事について

牛牧小学校増築及び大規模改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 牛牧小学校増築及び大規模改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
建築工事・機械設備工事・電気設備工事分離発注
- 3 工事場所 牛牧小学校 瑞穂市牛牧1523番地
- 4 工事概要 増築
増築棟 建築面積 $A = 397.09 \text{ m}^2$
延床面積 $A = 1073.07 \text{ m}^2$
構造 RC造 3階建
大規模改修
床・壁・天井改修工事 N=1式
空調機器整備
総数64台 新規52台 更新12台
- 5 予算額 平成27年度 619,956千円（増築・大規模改修）
105,100千円（空調機器整備）
平成28年度 211,396千円（大規模改修）
計 936,452千円

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横山博信

提案理由

将来の児童数増加に伴い、増築棟建設並びに既設校舎改築及び児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

議案第 27 号

西小学校大規模改修工事について

西小学校大規模改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 西小学校大規模改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 西小学校 瑞穂市居倉 389 番地
- 4 工事概要 大規模改修工事 床・壁・天井改修工事 N = 1 式
空調機器整備工事 総数 28 台 新規 20 台 更新 8 台
- 5 予 算 額 212,666 千円（大規模改修）
55,407 千円（空調機器整備）
計 268,073 千円

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

施設維持管理計画に基づく改修並びに児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

議案第 28 号

穂積中学校技術棟改修工事について

穂積中学校技術棟改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 穂積中学校技術棟改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 穂積中学校 瑞穂市別府 1 8 8 8 番地
- 4 工事概要 床・壁・天井・屋根改修工事 N = 1 式
- 5 予 算 額 21,668 千円

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い、施設維持管理計画に基づき改修を実施するもの。

議案第29号

ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について

ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 ほづみ幼稚園 瑞穂市只越500番地
- 4 工事概要 L型擁壁 L = 79.7 m 道路側溝 L = 79.7 m
排水側溝 L = 159.4 m、舗装 A = 1560 m²
通路橋 L = 4.0 m
- 5 予算額 41,256千円

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

議案第30号

瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市教育支援センター条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第1号）の一部改正について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市立教育支援センター条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- (2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

瑞穂市教育支援センター条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。</p> <p><u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p><u>(2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。</p> <hr/> <p>3及び4 略</p>

議案第 3 1 号

瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市文化財保護条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 6 6 号）第 2 9 条第 3 項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市文化財保護審議会委員名簿

	氏名		年数	任期	備考
1	にしきみ よしゆき 錦見 義之		12	H27.4.1～H29.3.31	
2	のだ きよかげ 野田 清影		8	H27.4.1～H29.3.31	
3	あらい としお 新井 利夫		8	H27.4.1～H29.3.31	
4	やまもと あずま 山本 東		7	H27.4.1～H29.3.31	
5	ごとう よしゆき 後藤 義之		7	H27.4.1～H29.3.31	
6	たけやま てるお 竹山 照雄		5	H27.4.1～H29.3.31	
7	かとう かつみ 加藤 勝巳		5	H27.4.1～H29.3.31	
8	とうかい りょうこう 東海 良興		4	H27.4.1～H29.3.31	
9	すみ しゅうい 鷺見 秀意		2	H27.4.1～H29.3.31	
10	まぶち ていぞう 馬淵 貞三		新	H27.4.1～H29.3.31	

* 年数は、平成26年度末までの年数

議案第 3 2 号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

	自治会名	氏名		就任・任命年月日
1	花塚西町	棚瀬 純至		H27.4.1～H29.3.31
2	花塚中町	大橋 信夫		H27.4.1～H29.3.31
3	花塚東町	棚瀬 雄次		H27.4.1～H29.3.31
4	井場	所 秀豊		H27.4.1～H29.3.31
5	桜町1丁目西	鷺見 竜樹		H27.4.1～H29.3.31
6	桜町1丁目東	藤橋 次男		H27.4.1～H29.3.31
7	駅前	堀口 正勝		H27.4.1～H29.3.31
8	別府西町	寺田 直広		H27.4.1～H29.3.31
9	本町	棚瀬 繁貴		H27.4.1～H29.3.31
10	別府北町	堀部 茂敏		H27.4.1～H29.3.31
11	別府中町	棚瀬 正美		H27.4.1～H29.3.31
12	別府南町	廣瀬 英一郎		H27.4.1～H29.3.31
13	多利町	方野 義丈		H27.4.1～H29.3.31
14	中原	江崎 崇		H27.4.1～H29.3.31
15	西畑	清水 功		H27.4.1～H29.3.31
16	上穂積	豊田 弘道		H27.4.1～H29.3.31
17	村中	井上 幸一		H27.4.1～H29.3.31
18	前所	大野 和代		H27.4.1～H29.3.31
19	庄屋敷	林 英章		H27.4.1～H29.3.31
20	新町	石塚 敏幸		H27.4.1～H29.3.31
21	中切	岩崎 健		H27.4.1～H29.3.31
22	下穂積	棚橋 正宜		H27.4.1～H29.3.31
23	橋本	山本 康義		H27.4.1～H29.3.31
24	セザール穂積	篠田 正利		H27.4.1～H29.3.31
25	柳一色	広瀬 隆志		H27.4.1～H29.3.31
26	県警アパート	柳河瀬 達也		H27.4.1～H29.3.31
27	雇用促進住宅	岩田 シゲ		H27.4.1～H29.3.31
28	旭化成住宅	大原 誠		H27.4.1～H29.3.31
29	別府公社住宅	下田 浩之		H27.4.1～H29.3.31
30	テラスノバ穂積	濱元 絹子		H27.4.1～H29.3.31

瑞穂市社会教育推進員

	自治会名	氏名	就任・任命年月日
31	小橋	日比野 稔	H27.4.1～H29.3.31
32	向島	木村 亮	H27.4.1～H29.3.31
33	松原	杉岡 純子	H27.4.1～H29.3.31
34	西町	石田 靖博	H27.4.1～H29.3.31
35	畑中	南 建	H27.4.1～H29.3.31
36	仲町	馬淵 智幸	H27.4.1～H29.3.31
37	東町	永田 美和子	H27.4.1～H29.3.31
38	大門	藤田 匡啓	H27.4.1～H29.3.31
39	仲西	磯田 孝洋	H27.4.1～H29.3.31
40	仲東	斉藤 恵美	H27.4.1～H29.3.31
41	仁井	青木 和広	H27.4.1～H29.3.31
42	本田団地1	山口 浩司	H27.4.1～H29.3.31
43	本田団地2	三浦 紀代子	H27.4.1～H29.3.31
44	本田団地3	山口 智之	H27.4.1～H29.3.31
45	本田団地4	林 良一	H27.4.1～H29.3.31
46	本田団地5	江崎 大志	H27.4.1～H29.3.31
47	本田緑町	八代 海美子	H27.4.1～H29.3.31
48	本田緑町	中島 嘉美	H27.4.1～H29.3.31
49	西只越	弓木野 實	H27.4.1～H29.3.31
50	西只越	広瀬 勲	H27.4.1～H29.3.31
51	テラスノバ只越	桑原 保	H27.4.1～H29.3.31
52	桜町2丁目	伊藤 篤	H27.4.1～H29.3.31
53	東只越	浅野 智幸	H27.4.1～H29.3.31
54	十九条西	若山 正憲	H27.4.1～H29.3.31
55	十九条中	佐潟 安一	H27.4.1～H29.3.31
56	十九条東	田中 隆司	H27.4.1～H29.3.31
57	上牛牧	牧野 政信	H27.4.1～H29.3.31
58	下牛牧	高田 行夫	H27.4.1～H29.3.31
59	牛牧団地1	柘植 誠	H27.4.1～H29.3.31
60	牛牧団地2	高橋 徹	H27.4.1～H29.3.31
61	牛牧団地3	松田 暁	H27.4.1～H29.3.31
62	下畑	歳藤 健	H27.4.1～H29.3.31
63	宝江	小川 康祐	H27.4.1～H29.3.31
64	野田新田1	荒木 勇二	H27.4.1～H29.3.31
65	野田新田2	中野 均	H27.4.1～H29.3.31
66	野田新田3	井上 明彦	H27.4.1～H29.3.31
67	アポロタウン	吉村 由美	H27.4.1～H29.3.31
68	野白新田北	道場 一男	H27.4.1～H29.3.31
69	野白新田南	森 隆	H27.4.1～H29.3.31
70	祖父江	豊田 正浩	H27.4.1～H29.3.31
71	伯母塚	富田 孝亮	H27.4.1～H29.3.31
72	穂南	前田 貴士	H27.4.1～H29.3.31
73	馬場西	田中 幹人	H27.4.1～H29.3.31
74	馬場西	勝村 辰夫	H27.4.1～H29.3.31
75	馬場東	浅井 正直	H27.4.1～H29.3.31
76	馬場東	辻 政徳	H27.4.1～H29.3.31
77	上生津西	畑 幸房	H27.4.1～H29.3.31
78	上生津東	高橋 孝治	H27.4.1～H29.3.31
79	下生津	山中 章史	H27.4.1～H29.3.31
80	下生津	高橋 明典	H27.4.1～H29.3.31
81	西川原	吉田 貴彦	H27.4.1～H29.3.31
82	西川原	高橋 豊	H27.4.1～H29.3.31

瑞穂市社会教育推進員

	自治会名	氏名	就任・任命年月日
83	座倉	高野 正昭	H27.4.1～H29.3.31
84	座倉	古川 直樹	H27.4.1～H29.3.31
85	一ツ木	北村 敦志	H27.4.1～H29.3.31
86	一ツ木	坂下 公平	H27.4.1～H29.3.31
87	居倉	小坂井 恵利香	H27.4.1～H29.3.31
88	居倉	横山 清文	H27.4.1～H29.3.31
89	森	尾崎 雄太	H27.4.1～H29.3.31
90	森	川瀬 浩貴	H27.4.1～H29.3.31
91	西宿舎	熊崎 宏	H27.4.1～H29.3.31
92	西宿舎	佐々木 昇	H27.4.1～H29.3.31
93	西 田之上	堀 達人	H27.4.1～H29.3.31
94	田之上	織田 昭彦	H27.4.1～H29.3.31
95	新月	岡田 保彦	H27.4.1～H29.3.31
96	新月	加藤 晃久	H27.4.1～H29.3.31
97	上唐栗	脇若 勝也	H27.4.1～H29.3.31
98	上唐栗	大梅 隆通	H27.4.1～H29.3.31
99	下唐栗	棚橋 篤志	H27.4.1～H29.3.31
100	下唐栗	伊藤 康宏	H27.4.1～H29.3.31
101	宮田	佐野 有功	H27.4.1～H29.3.31
102	宮田	波多野 正勝	H27.4.1～H29.3.31
103	大月	高田 幸治	H27.4.1～H29.3.31
104	重里	安田 十有詞	H27.4.1～H29.3.31
105	重里	名和 正治	H27.4.1～H29.3.31
106	美江寺	若曾根 明仁	H27.4.1～H29.3.31
107	中 美江寺	伊藤 清史	H27.4.1～H29.3.31
108	十七条	高橋 博美	H27.4.1～H29.3.31
109	十七条	山本 直樹	H27.4.1～H29.3.31
110	十八条	伊藤 せつよ	H27.4.1～H29.3.31
111	十八条	久世 清司	H27.4.1～H29.3.31
112	古橋北	石井 伸浩	H27.4.1～H29.3.31
113	古橋北	笠間 康彰	H27.4.1～H29.3.31
114	古橋南新町 古橋南若宮	村井 正人	H27.4.1～H29.3.31
115	巢南宿舎	河野 幸一	H27.4.1～H29.3.31
116	巢南宿舎	井上 哲也	H27.4.1～H29.3.31
117	南 横屋	児玉 勝也	H27.4.1～H29.3.31
118	横屋	北嶋 孝茂	H27.4.1～H29.3.31
119	中宮	後藤 真人	H27.4.1～H29.3.31
120	中宮	野田 直子	H27.4.1～H29.3.31
121	呂久	横山 茂昭	H27.4.1～H29.3.31
122	呂久	仙石 良秀	H27.4.1～H29.3.31

議案第 33 号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例（平成 15 年瑞穂市条例第 59 号）第 2 条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育委員

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏名		年数	任期	備考
1	古川 文行		新	H27.4.1～H29.3.31	校長会代表（中小学校校長） 前任者 棚橋 敏明
2	上野 邦子		新	H27.4.1～H29.3.31	学識経験者 前任者 高田 美恵子
3	長屋 正治		新	H27.4.1～H29.3.31	家庭教育・青少年教育（市青少年育成推進員） 前任者 武藤 輝夫
4	長谷部 光由		新	H27.4.1～H29.3.31	体育関係（体育協会副会長） 前任者 若園 昭男
5	広瀬 よし子		新	H27.4.1～H29.3.31	学識経験者（読書サークル） 前任者 関谷 翠
6	日高 清		5	H27.4.1～H29.3.31	学識経験者（文化協会会長）
7	馬淵 俊紀		新	H27.4.1～H29.3.31	学識経験者 前任者 大内 康博
8	林 孝美		新	H27.4.1～H29.3.31	家庭教育・青少年教育（市PTA連合会会長） 前任者 今木 啓一郎

※ 年数は平成26年度末までの年数

議案第 34 号

瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 4 号）第 3 条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

瑞穂市青少年育成推進員

	役 職	氏 名		年数	任期	備考
1	指導員 推進員	武藤 輝夫		11	H27.4.1～H29.3.31	
2	推進員	長屋 正治		11	H27.4.1～H29.3.31	
3	推進員	土屋 博道		11	H27.4.1～H29.3.31	
4	推進員	藤橋 克郎		11	H27.4.1～H29.3.31	
5	推進員	田村 和彦		11	H27.4.1～H29.3.31	
6	推進員	吉田 敏之		9	H27.4.1～H29.3.31	
7	推進員	今木 啓一郎		7	H27.4.1～H29.3.31	
8	推進員	村井 正人		5	H27.4.1～H29.3.31	
9	推進員	山内 京子		新	H27.4.1～H29.3.31	
10	推進員	上嶋 昭子		新	H27.4.1～H29.3.31	

※年数は平成26年度末までの年数

議案第35号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 氏名 林 孝美
- 2 所属 瑞穂市PTA連合会
- 3 任期 平成27年4月1日から平成27年10月31日まで

- 1 氏名 村山 邦博
- 2 所属 牛牧小学校
- 3 任期 平成27年4月1日から平成27年10月31日まで

- 1 氏名 松野 由香里
- 2 所属 保育所保護者会
- 3 任期 平成27年4月1日から平成27年10月31日まで

- 1 氏名 小倉 茉衣
- 2 所属 牛牧小学校
- 3 任期 平成27年4月1日から平成27年10月31日まで

- 1 氏名 豊田 薫
- 2 所属 福祉部 健康推進課
- 3 任期 平成27年4月1日から平成27年10月31日まで

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第5条第1項の規定により、委員が欠けたため第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読

書活動推進会議委員を委嘱するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

	氏名	所属	年数	任期	備考
1	林 孝美	瑞穂市PTA連合会	新	H27.4.1～H27.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(市PTA連合会長)
2	村山 邦博	牛牧小学校	新	H27.4.1～H27.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(幼・小中学校長会 図書館担当)
3	久富 京子	牛牧第2保育所	2	H25.4.1～H27.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者 (保育所長)
4	松野 由香里	保育所保護者会	新	H27.4.1～H27.10.31	教育委員会が適当と認める者 (保育所保護者を代表する者)
5	小倉 茉衣	牛牧小学校	新	H27.4.1～H27.10.31	教育委員会が適当と認める者 (瑞穂市学校図書館司書代表)
6	村田 早苗	瑞穂市図書館	2	H25.4.1～H27.10.31	関係団体の代表者 (図書館長)
7	栗本 美子	瑞穂市読書サークル協議会	3	H24.11.1～H27.10.31	関係団体の代表者 (読書関係団体)
8	高橋 由夏	子どもの本を読む会(かんがるう)	3	H24.11.1～H27.10.31	関係団体の代表者 (読み聞かせ関係団体)
9	豊田 薫	福祉部 健康推進課	新	H27.4.1～H27.10.31	行政関係者 (健康推進課長)
10	藤本 桂子	本田小読み聞かせボランティア	3	H24.11.1～H27.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民)
11	瀬上 涼	NPO法人キッズスクエア	3	H24.11.1～H27.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民)

議案第 36 号

特定教育・保育施設の公表について

特定教育・保育施設の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 41 条の規定により、特定教育・保育施設を公表するため、市教育委員会告示を行うもの。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の確認をした教育・保育施設

施設の名称	施設の種類（類型）	施設の所在地	施設の設置者の名称	確認をした日
ほづみ幼稚園	幼稚園	瑞穂市只越500番地	瑞穂市	平成27年3月19日
本田第1保育所	保育所	瑞穂市本田1915番地	瑞穂市	平成27年3月19日
本田第2保育所	保育所	瑞穂市只越387番地	瑞穂市	平成27年3月19日
別府保育所	保育所	瑞穂市別府144番地1	瑞穂市	平成27年3月19日
穂積保育所	保育所	瑞穂市穂積966番地1	瑞穂市	平成27年3月19日
牛牧第1保育所	保育所	瑞穂市牛牧1246番地1	瑞穂市	平成27年3月19日
牛牧第2保育所	保育所	瑞穂市祖父江170番地	瑞穂市	平成27年3月19日
西保育・教育センター	保育所	瑞穂市居倉177番地1	瑞穂市	平成27年3月19日
中保育・教育センター	保育所	瑞穂市美江寺223番地	瑞穂市	平成27年3月19日
南保育・教育センター	保育所	瑞穂市古橋1129番地1	瑞穂市	平成27年3月19日
清流みずほ保育園	保育所	瑞穂市森555番地	社会福祉法人清流会	平成27年3月19日
おひさま保育園	認定こども園（保育所型）	瑞穂市森565番地	学校法人総純寺学園	平成27年3月26日

議案第 37 号

特定地域型保育事業者の公表について

特定教育・保育施設の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 53 条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、市教育委員会告示を行うもの。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条の確認をした特定地域型保育事業者

事業所の名称	地域型保育事業の種類	事業所の所在地	地域型保育事業者の名称	確認をした日
保育所ちびっこ園。	小規模保育事業	岐阜県本巣郡北方町高屋白木1丁目55番地2	渡瀬 広子	平成27年3月31日

認定こども園4類型の比較

認定こども園への財政措置や認可・指導監督の変更点について4類型毎に紹介します。

- 認定こども園法の改正により、新たな「幼保連携型認定こども園」は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として創設されます。
- 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化し、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、給付を行います。

■認定こども園 4類型毎の比較

類型	現行制度	新制度
幼保連携型 設置主体*2 国 自治体 学校法人 社会福祉法人	財政措置 私学助成等*1 保育所運営費 幼稚園(学校) 保育所(児童福祉施設) 学校教育法 児童福祉法	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼保連携認定こども園(学校及び児童福祉施設) 認定こども園法 認可基準についてはP6参照
幼稚園型 設置主体*2 国 自治体 学校法人	財政措置 私学助成等*1 安心こども基金 幼稚園(学校) 保育所機能 学校教育法	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園(学校) 保育所機能 学校教育法
保育所型 設置主体 制限なし	財政措置 安心こども基金 保育所運営費 幼稚園機能 保育所(児童福祉施設) 児童福祉法	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園機能 保育所(児童福祉施設) 児童福祉法
地方裁量型 設置主体 制限なし	財政措置 幼稚園機能 保育所機能	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園機能 保育所機能

*1 就園奨励費、私学助成(一般補助、預かり保育推進経費、特別支援教育経費)等。
 *2 宗教法人立や個人立等(いわゆる附則6条園)も、一定の要件の下、設置主体になることができます。
 *3 認定こども園の認可・認定基準は、各都道府県条例等により定められます。

※平成26年4月時点で、認定こども園の合計件数は1,359件。

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、

以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

■4つの事業類型

●利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。

●都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

家庭的 保育事業

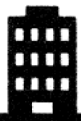


事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

居宅訪問型 保育事業






事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		現行どおりとする場合
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「施設型給付」を受ける幼稚園 (幼稚園型)</p> </div> </div>		 <p>「施設型給付」を受けない幼稚園^{※2}</p>
位置付け・役割	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設
	確認	<p>(幼保連携型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校と児童福祉施設の位置付け 	<p>(幼稚園型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校 ●保育機能を認定 	
施設の認可・指導監督等	認可	<p>(幼保連携型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県・指定都市・中核市 	<p>(幼稚園型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県
	確認	<p>(幼保連携型・幼稚園型共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村 		
財政措置	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{※3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」^{※3} ●私学助成(特別補助等)^{※4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{※3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等)^{※4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費
	確認			
選考・保育料等の取扱い	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く ●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要) ●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担) ●上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要 		
	確認			<ul style="list-style-type: none"> ●選考は特に制約なし ●利用者負担は設置者が設定

※1 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされます(施行に当たっては平成26年秋頃に市町村から全国に確認される予定)。
 ※2 当分の間は、毎年、秋頃に各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。
 ※3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。
 ※4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助については新制度に移行する園も対象とする方向で検討しています(実際には各都道府県の予算により決まります)。

意見聴取

平成27年度岐阜県教科用図書採択について

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約に基づき、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うため、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。
(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長又は教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから

会長が委嘱する。

3 教科用図書採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

議案第 38 号

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- (2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

瑞穂市公民館条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

議案第 39 号

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 4 月 20 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

利用団体の登録要件を緩和するため及び瑞穂市呂久グラウンドを廃止したため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市体育施設条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。

(2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

様式第2号中

「

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面)	10 生津スポーツ広場グラウンド(全面・半面)
	2 体育館柔道場	11 生津スポーツ広場テニスコート(1・2・3・4・5・6・7・8)
	3 体育館剣道場(卓球場)	12 巢南グラウンド
	4 体育館卓球場(個人 台)	13 呂久グラウンド半面
	5 穂積グラウンド半面(北・南)	14 中ふれあい広場グラウンド
	6 穂積第2グラウンド	15 中ふれあい広場テニスコート
	7 糸貫川運動公園	16 西ふれあい広場グラウンド
	8 糸貫川グラウンド全面	17 弓道場(団体・個人)
	9 五六川グラウンド	

を

」

「

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面)	10 生津スポーツ広場グラウンド(全面・半面)
	2 体育館柔道場	11 生津スポーツ広場テニスコート(1・2・3・4・5・6・7・8)
	3 体育館剣道場(卓球場)	12 巢南グラウンド
	4 体育館卓球場(個人 台)	13 中ふれあい広場グラウンド
	5 穂積グラウンド半面(北・南)	14 中ふれあい広場テニスコート
	6 穂積第2グラウンド	15 西ふれあい広場グラウンド
	7 糸貫川運動公園	16 弓道場(団体・個人)
	8 糸貫川グラウンド全面	
	9 五六川グラウンド	

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、平成27年6月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

申請者
 登録番号
 団体名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 中ふれあい広場グラウンド 14 中ふれあい広場テニスコート 15 西ふれあい広場グラウンド 16 弓道場(団体・個人)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

申請者
 登録番号
 団体名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 呂久グラウンド半面 14 中ふれあい広場グラウンド 15 中ふれあい広場テニスコート 16 西ふれあい広場グラウンド 17 弓道場(団体・個人)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

議案第40号

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成27年4月20日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- (2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が5人以上10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>3及び4 略</p>